



豊見城市の上下水道 事業について



ア. はじめに

- ・ 地方公営企業とは何ですか？
- ・ 地方公営企業の原則
- ・ 使用料金徴収の法的根拠

イ. 豊見城市の水について知ろう！

- ・ 水道事業について
- ・ 下水道事業について

ウ. 豊見城市上下水道事業審議会の審議ポイント



地方公営企業とは何ですか？

豊見城市は、道路や消防、福祉などの一般的な行政活動の他、水の供給や下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する事業活動を行っている。こうした事業を行うために地域公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼んでおります。豊見城市が公営企業を経営する目的は「住民福祉の増進」であり、一般的な行政活動と同様ですが、全ての市民に対して、同量のサービスを提供するものではないため、受益者から使用料費用を徴収し、会計として独立させて「企業」としております。

地方公営企業の原則（地方財政法第6条・同法施行令第46条）

- ・公営企業である「水道事業」、「下水道事業」の経営は、独立採算が原則。
- ・事業の経費は、使用料収入を柱とする受益者負担で賄うことが原則。

使用料金徴収の法的根拠

地方公営企業法

第三条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

地方自治法

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。

水道法

第六条第2項 水道事業は、原則として市町村が経営するものとする。

下水道法

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

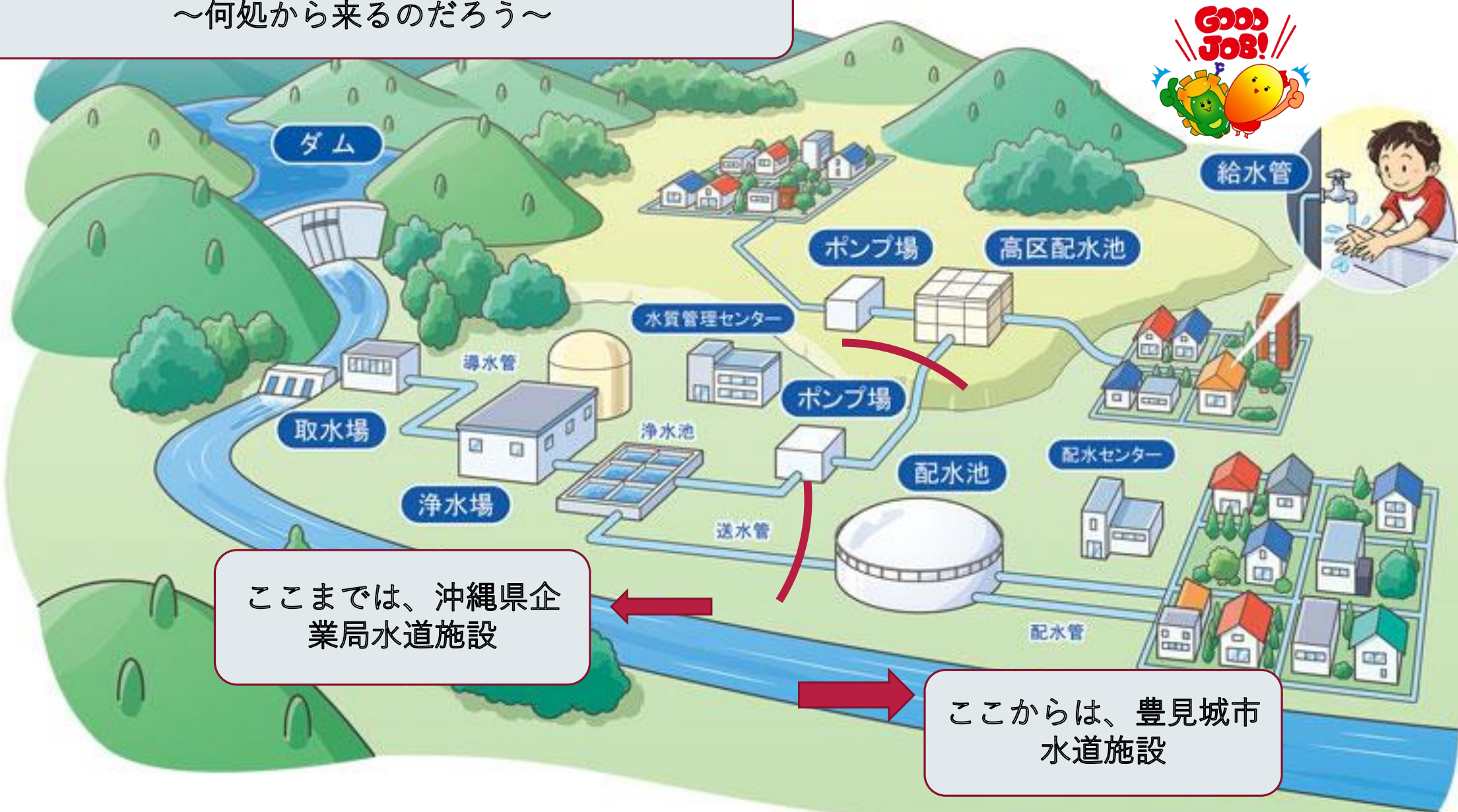
※上記の規定に基づき、「豊見城市水道給水条例」「豊見城市下水道条例」にて使用料金を定めております。



豊見城市の水について知ろう！
～何処から来て、どこに行くのだろうか～（水道事業編）



豊見城市の水について知ろう！
～何処から来るのだろうか～

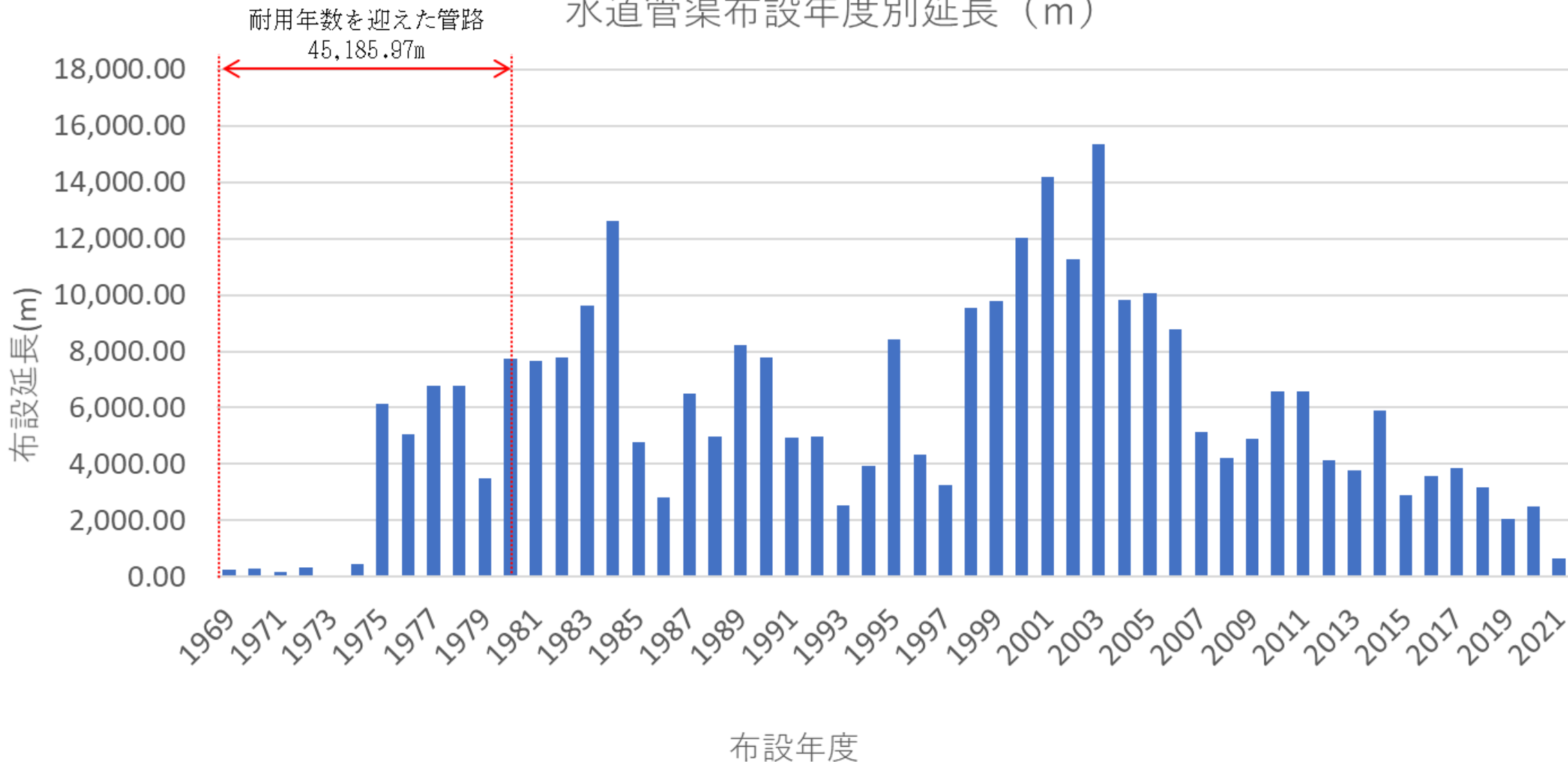


豊見城市水道事業の業務状況

令和3年度	世帯	人口
①行政人口	27,628世帯	65,594人
②給水人口	-	65,594人
③人口普及率 (= $\text{②}/\text{①}$) *沖縄県72.4%、全国80.6%	-	100.00%
④ポンプ場	-	5か所
⑤配水池	-	7基
⑥調整池	-	1基
⑦配水管延長	-	289,188m
⑧給水収益	-	1,429,851,265円

*令和3年度水道事業統計年報より抜粋

水道管渠布設年度別延長 (m)



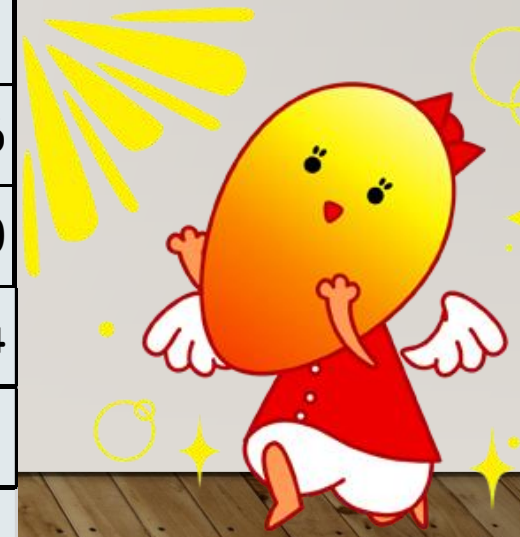
豊見城市所有の水道管渠において、最も古いものは1969年に敷設されています。2022年現在で耐用年数を迎えている管渠の総延長は、45,185.97mとなっている。

豊見城市水道事業の財政状況（収益的収支）

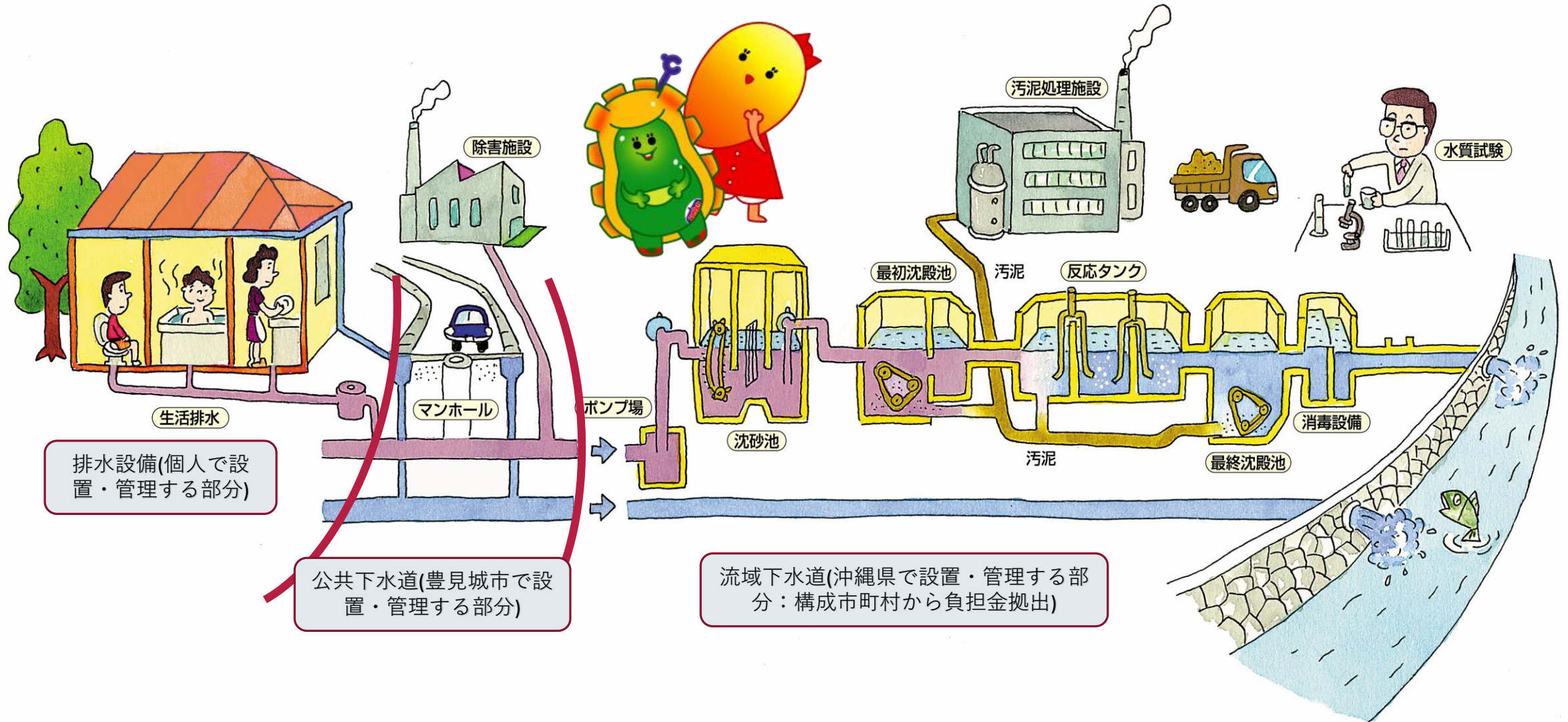
（単位：百万円）

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
収入	給水収益	1,385	1,365	1,430	
	長期前受金戻入	131	129	124	
	その他	52	110	51	
	計	1,568	1,604	1,605	
支出	維持管理費	人件費	1,276	1,336	1,318
		その他			
	支払利息等	22	19	16	
	その他	1	6	0	
	計	1,299	1,361	1,334	
経常損益		269	243	271	

*十万位四捨五入



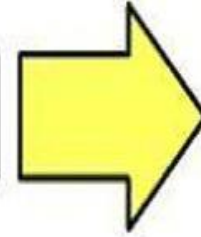
豊見城市の水について知ろう！
～使った後はどこに行くのだろう～(下水道事業編)



下水道の役割

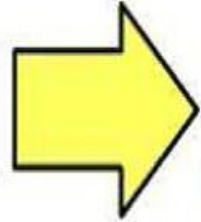
・生活環境を改善する

下水道の整備により、トイレはすべて水洗化できるようになります。同時に街中の水路がきれいになり、清潔で快適な生活環境を確保できます。汚れた水が溜まらず、蚊やハエなど害虫や悪臭の発生が防げ、街が清潔に保たれます。



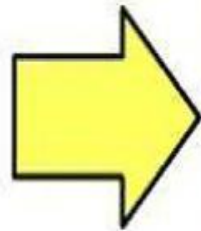
・浸水から街を守る

街中に振った雨水を雨水管へ流入させ、速やかに排除、または貯留・地中浸透させることにより、浸水から街を守ります。雨は「雨水」として下水道管（雨水管）に入り、すみやかに川などに流されます。これは分流式下水道という方式で、合流式下水道では、汚水と雨水と一緒に下水道処理場まで運ばれ、ここで処理して川や海などに流されます。



・水質を保全する

家庭や工場などから排出させる汚水を処理場で十分に浄化したのち放流することにより、河川や海などの水質の保全が図られます。下水道の整備とともに汚れた川がきれいになり、本来の生態系が復活します。



汚水処理施設の種類

集合処理

下水道法上の
下水道

公共下水道

流域関連
公共下水道

市町村が各家庭等がからの下水を排除する管渠を整備して**流域下水道に接続するもの**
(豊見城市を含め本島内多くの市町村が該当。)

単独
公共下水道

市街地における下水を排除し、又は処理するために市町村が管理する下水道で、終末処理場を有するもの

特定環境保全
公共下水道

市街化区域外の区域で自然保護地区の水質保全や農山漁村の生活環境の改善を図る

流域下水道

2以上の市町村にまたがる下水を排除し、処理する下水道で、管理は沖縄県が行う。**(令和2年10月より県の汚水処理負担金が47円/m³から50円/m³に増額。豊見城市においては、約12,000千円/年の負担増。)**

下水道法以外
のもの

農業集落排水
処理施設

農業振興地域内の農業集落におけるし尿、生活排水等の汚水を処理する施設

漁業集落排水
処理施設

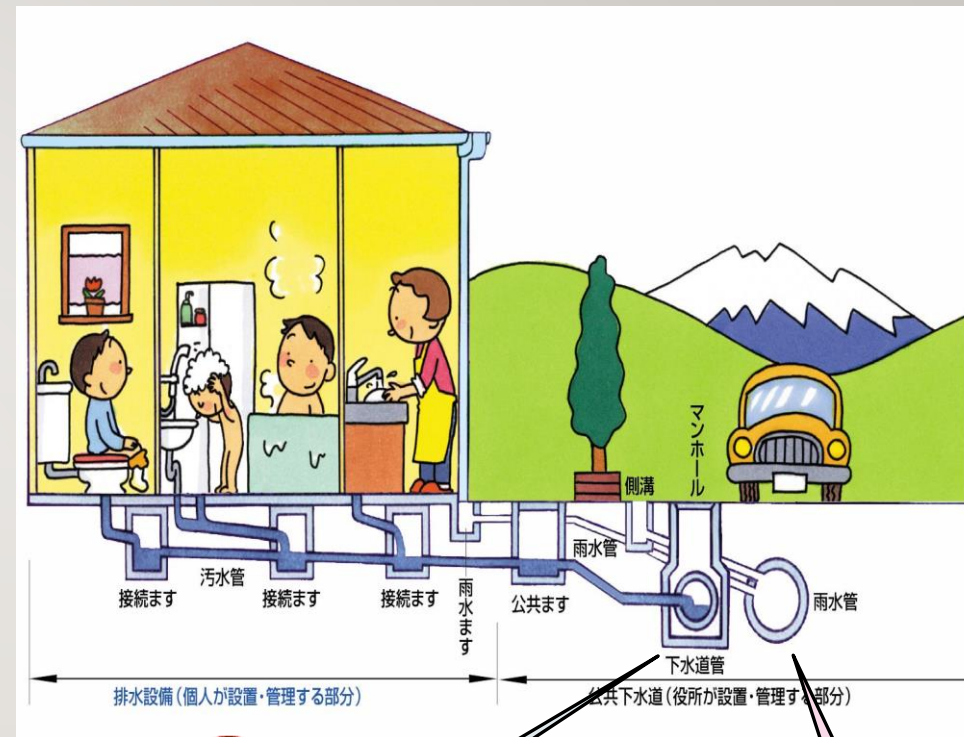
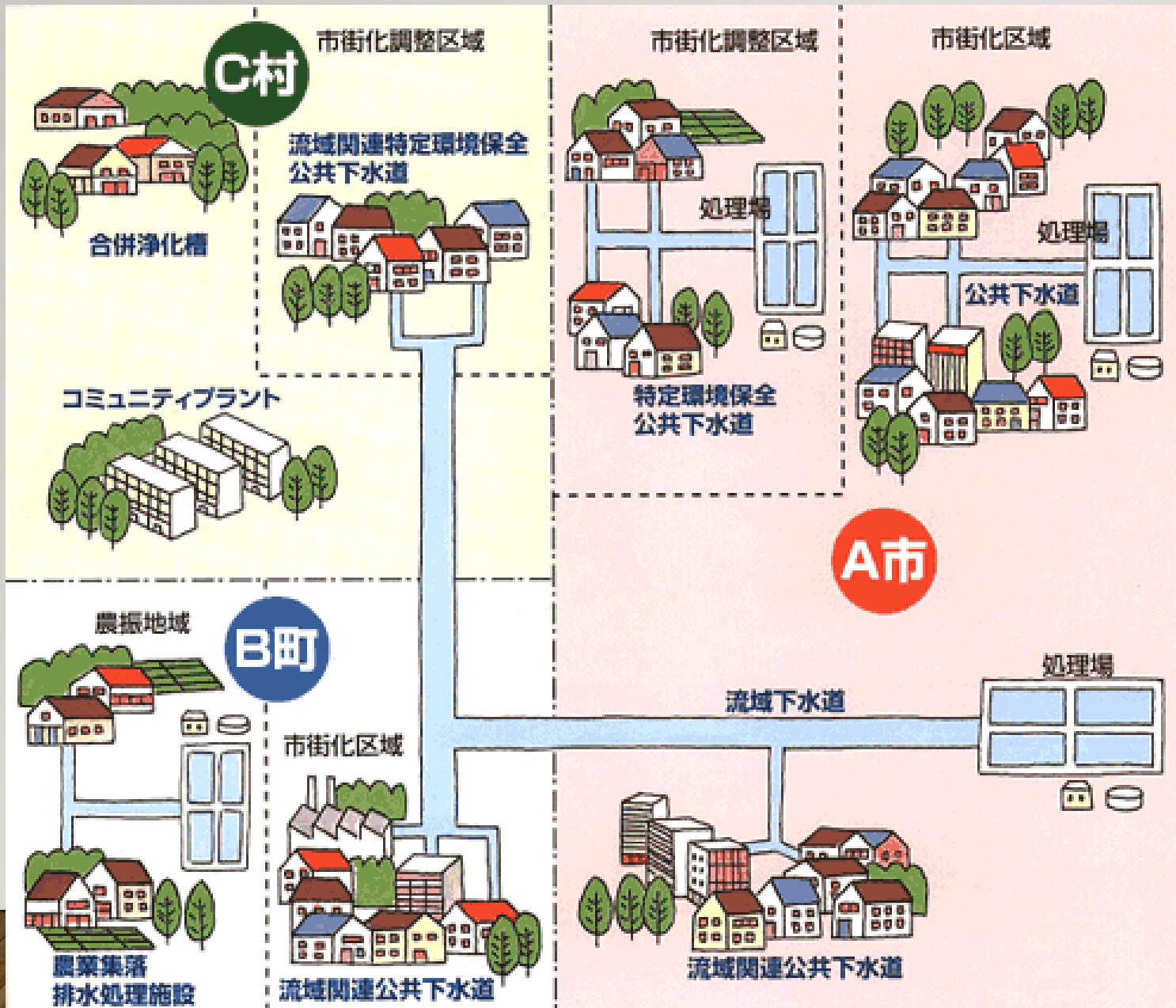
指定漁港背後に漁業集落におけるし尿、生活排水等の汚水を処理する施設

個別処理

合併処理浄化槽

集合処理区域外において、生活雑排水とし尿を家庭毎に処理する施設

概念図



雨水事業
雨など自然に由来する水に係るもの

汚水事業
生活などから発生する汚水で処理を要するもの

下水道事業の経営原則

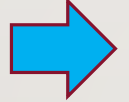
独立採算の原則

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって、事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用。(地方財政法第6条など)

雨水公費・汚水私費の原則

下水道処理費

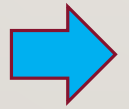
雨水にかかる経費



公費(一般会計繰入金)

自然現象による雨水を排除することで浸水から街を守る。受益の範囲が広く一般市民に及ぶ。

汚水にかかる経費



私費(下水道使用料)

原因者及び下水使用者を特定でき、受益の範囲は使用者に直接つながる。



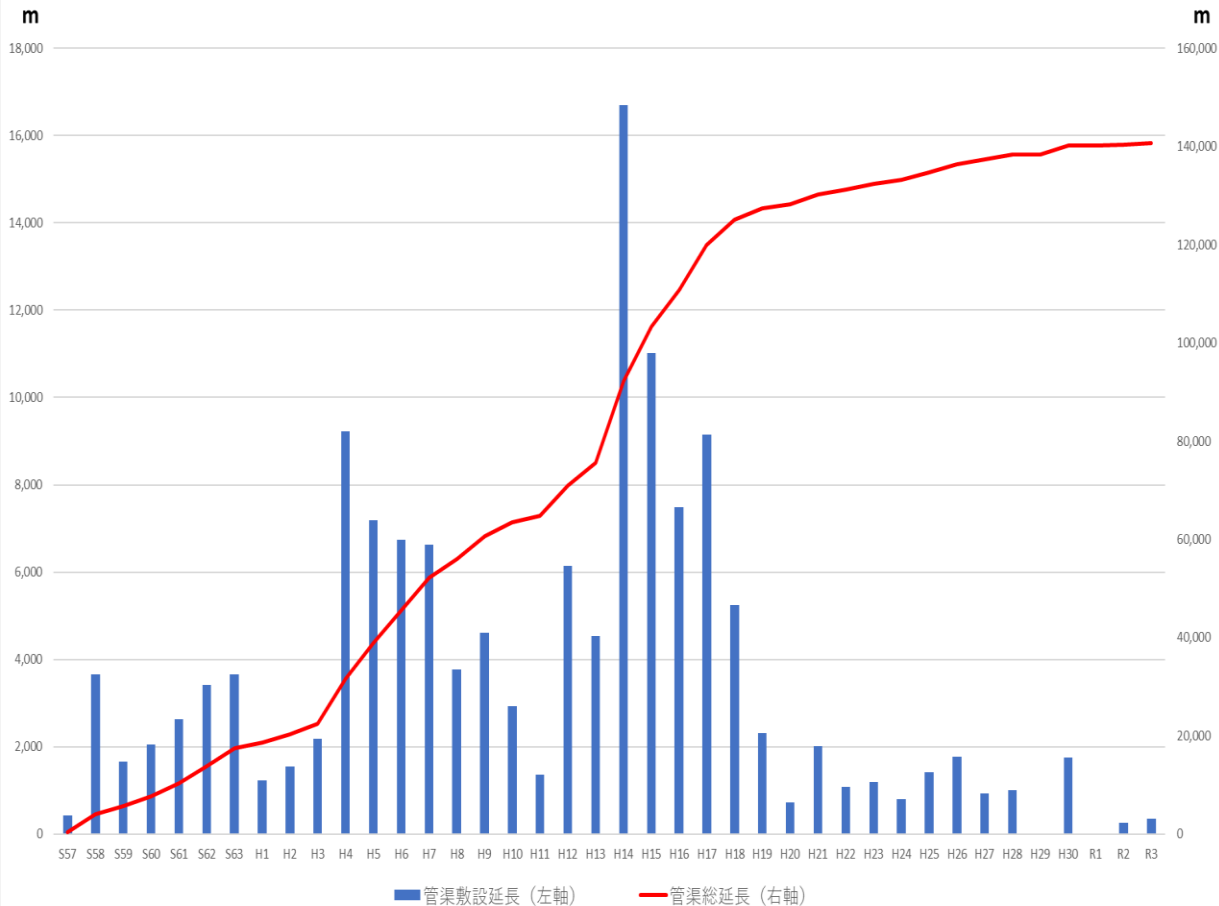
豊見城市公共下水道の業務状況

令和4年度末現在	世帯	人口
①行政人口	28,050	65,690
②処理区域内人口	20,760	48,856
③人口普及率 (= $\text{②}/\text{①}$) *沖縄県72.4%、全国80.6%	74.01%	74.37%
④接続人口	18,247	43,376
⑤水洗化率 (公共下水道接続率) (= $\text{④}/\text{②}$) *沖縄県88.7%	87.89%	88.78%
⑥処理区域面積	-	563.9ha
⑦下水道管敷設延長	-	135.5km
⑧年間処理水量	-	-

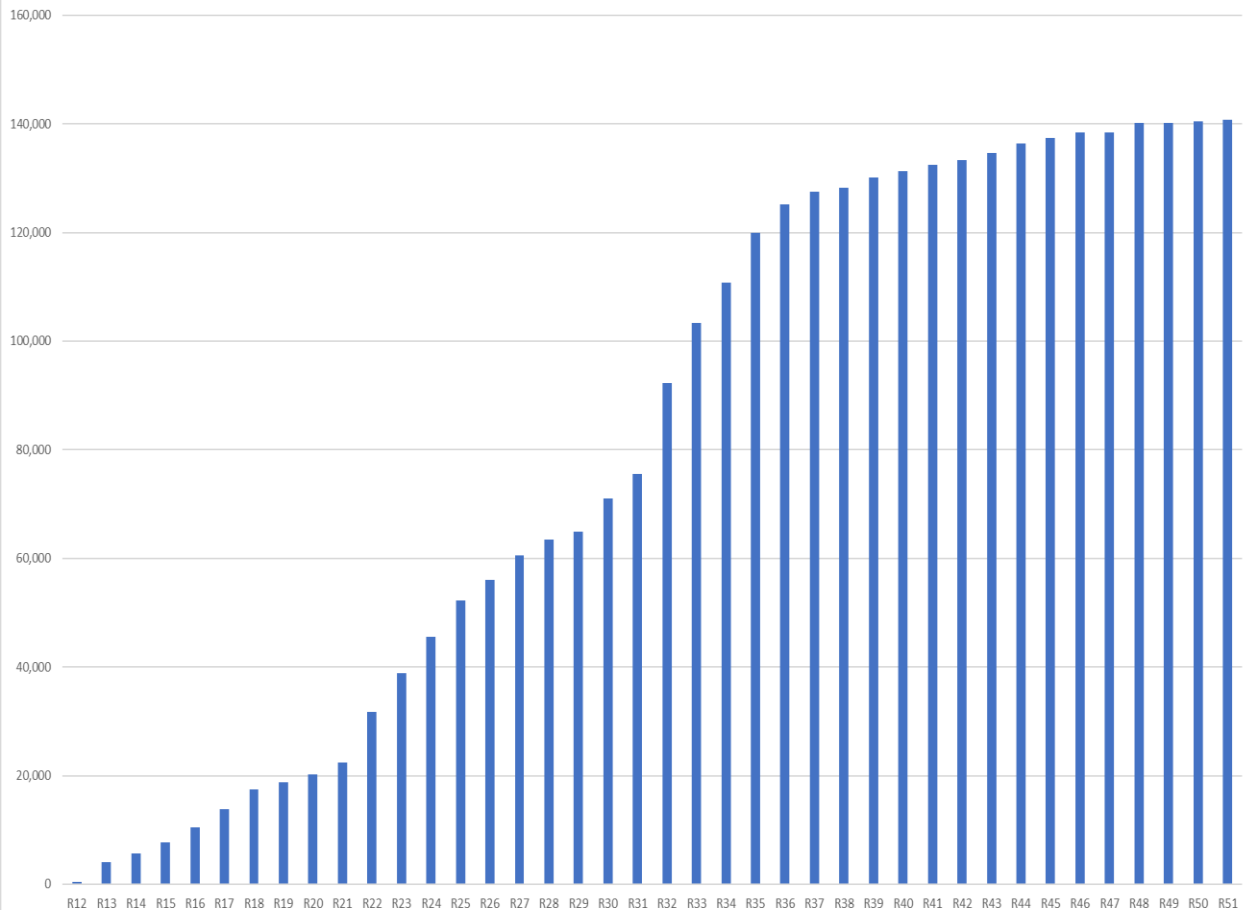
*排水設備調書より抜粋(R5.3分)

豊見城市の下水道管渠の状況

年度別管渠布設延長



令和3年度末管渠延長に対する経年化(敷設50年)の状況



公共下水道事業は、平成16年度に管渠布設延長が最も長く、令和3年度末までの整備延長は、140.7 k m となっております。

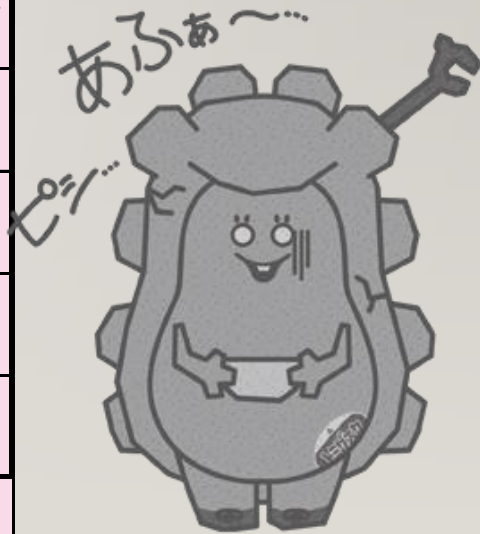
敷設後、耐用年数(50年)を経過する管渠については、令和12年度より出現し、令和22年度以降、経年化する管渠が多くなっていきます。令和30年度には全体の50.5% (約71 k m) の管渠が経年化します。

豊見城市公共下水道の財政状況（収益的収支）

（単位：百万円）

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
収入	下水道使用料	316	325	328	
	一般会計繰入金	246	241	229	
	その他	412	361	366	
	計	974	927	923	
支出	維持管理費	人件費	835	867	878
		その他			
	企業債利息	69	62	56	
	その他	24	4	5	
	計	928	933	939	
経常損益		46	-6	-16	

*十万位四捨五入



豊見城市上下水道事業審議会の審議のポイント！



水道事業

- ①現時点での懸念事項である、下水道事業会計への財源補填等の貸付金の今後の取扱いや将来の施設更新等に備えた財源の確保などについて注視する必要がある。
- ②使用料金の他市比較においても11市中1番高水準である。
- ③経営比較分析表(令和3年度)において、経営の健全性・効率性の各項目にて「健全な経営状況である。」との判定であり収支均衡が図られている。



以上①～③より、今審議会での審議事項とはしない取り扱いとする。

下水道事業

- ①現在の下水道使用料金は11市中最低基準である。(R5.5現在)
- ②平成17年度以降、改定が行われていない。H20年度及び令和2年度の沖縄県汚水処理負担金改定時においても改定なし。*H20(40円→47円/m³:影響額30,000千円/年)、R2(47円→50円/m³:影響額12,000千円/年)
- ③令和3年度決算において、汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す経費回収率が64.07%であり、100%を大きく下回っており、使用料で回収すべき経費を使用料で賄えていない。全国及び類似団体平均値と比べても低く、使用料の見直しが必要な状況であること。
- ④収支不足について、水道事業会計より貸付金を受けている。*H30年度以降、累積借入額465,425千円
- ⑤令和4年度豊見城市流域関連公共下水道事業計画書の変更があり、事業計画区域の拡大に関するものである。
- ⑥直近過去2年度の損益計算書に当該年度純損失を計上している。
- ⑦令和2年度策定の「豊見城市上下水道事業経営戦略」にて定めた使用料見直しによる収入増については、新型コロナウイルス禍のもと、住民生活への影響も懸念され、見直しを延期措置を行った。



以上①～⑦より、今審議会にて下水道使用料の水準検討を行う必要がある。